（広報資料）

令和５年３月１７日
京都市保健福祉局
担当：健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
電話：０７５－２１３－５８７１

京都市
CITY OF KYOTO
京都市は持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

介護ワンストップサービスの開始について

京都市では、「京都市ＤＸ推進のための基本方針」を定め、市民の皆さまの利便性向上、行政事務の効率化等を目的として、原則全ての行政手続のオンライン化を目指すこととしております。

この度、国が提供するマイナポータル上の「ぴったりサービス」を御活用いただくことで、介護保険手続きの一部がオンラインで申請できるようになりますので、下記のとおりお知らせいたします。マイナンバーカードをお持ちの方は、お手持ちのスマートフォンやパソコンで御自宅から申請いただけるサービスです。

記

１　サービス開始日

令和５年３月２７日（月）

２　本サービスの申請ページ

下記リンク先のホームページからアクセスしてください。

URL：https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000308510.html

３　対象手続

①要介護・要支援認定の申請	⑦高額介護（予防）サービス費の支給申請
②要介護・要支援更新認定の申請	⑧介護保険負担限度額認定申請
③要介護・要支援状態区分変更認定の申請	⑨居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
④居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	⑩居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
⑤介護保険負担割合証の再交付申請	⑪住所移転後の要介護・要支援認定申請
⑥介護保険被保険者証の再交付申請	

４　注意事項

⑴　介護ワンストップサービスにより電子申請できる者は「被保険者本人」及び「代理人（代行申請を行う居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を含む。）」です。

代理人が申請する場合、当該代理人が当該代理人名義のマイナンバーカードを保

有していれば電子申請可能です。

⑵　電子申請を利用するにあたり、以下のものが必要です。

・電子証明書付きのマイナンバーカード
・署名用電子証明書の暗証番号（6～16 ケタの英数字）
・パソコン、マイナンバーカードの読み取りに対応した IC カードリーダー又はスマートフォン
・マイナポータルアプリ（PC 及び IC カードリーダーがある場合は不要）

⑶　一部の申請につきましては、別途介護保険の被保険者証の提出が必要です。そのほか原本確認が必要な書類があるため、別途郵送等で京都市介護認定給付事務センターまで提出していただく必要があります。

また、添付書類を PDF 等として取り込み、マイナポータルでアップロードして提出いただくことが可能です。

⑷　マイナポータルの操作方法については、ぴったりサービスのヘルプデスクへお問い合わせください。

※　操作の詳細はぴったりサービス利用マニュアルを参照
https://app.oss.myna.go.jp/Application/preview/detailmanual.pdf

＜ぴったりサービスヘルプデスク＞

電話番号：０１２０－９５－０１７８

受付時間：平日午前 9 時 30 分～午後 6 時 30 分（年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

※　音声ガイダンスに従い、「4（マイナポータル、ぴったりサービスなどのオンライン申請、マイナンバーカードの健康保険証利用申込方法に関するお問い合わせ)」を選択した後、「1（ぴったりサービス、法人設立ワンストップサービスなどオンライン申請に関するお問い合わせ)」を選択してください。

※　マイナポータルの操作方法(ポータルにアクセスできない､ログインできない、パスワードがわからない、動作環境の確認の方法がわからない、電子署名のやり方がわからない、など）については、京都市介護認定給付事務センターではお答えできませんので、御了承ください。

５　問い合わせ先

手続き内容（要介護・要支援認定とは何か、必要な添付書類は何か、など）については以下にお問い合わせください。

京都市介護認定給付事務センター
〒604-8101
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町６５　京都朝日ビルディング２階
TEL：075-708-7711